平成３０年（フ）第４９４号
東京都東大和市南街３丁目50番地の１　丸山台住宅３号棟101号、開始決定時の住所東京都東大和市桜が丘２丁目211―24　黒田方
破産者　武藤　正城
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５１１号
東京都八王子市上柚木３丁目３―１―903
破産者　斎藤　公子
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５１４号
東京都中野区若宮３丁目57―３―309
破産者　吉見　圭介
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５２９号
東京都足立区江北２丁目22―１―701
破産者　下次　友美
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５３５号
東京都世田谷区上北沢３丁目24―13―202
破産者　榎戸さや佳
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５４４号
東京都練馬区桜台５丁目42―18　２Ｆ
破産者　草柳　直弘
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５６０号
東京都品川区八潮５丁目１－４―411
破産者　伊藤　文年
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５６１号
東京都江東区東砂４丁目21―３―301
破産者　趙　　秉冠
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５６４号
東京都八王子市南大沢５丁目１―１―308、開始決定時の住所東京都八王子市鹿島16―４―405
破産者　大倉　貞夫
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５６５号
東京都八王子市南大沢５丁目１―１―308、開始決定時の住所東京都八王子市鹿島16―４―405
破産者　大倉　昭子
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５９１号
東京都中央区日本橋馬喰町１丁目７―１―803
破産者　古瀬　圭一
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６００号
東京都練馬区高松３丁目10―７　ウイングコーポＭ201
破産者　越本　琢哉
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２３号
栃木県宇都宮市中里町3035番地２　プレミエールＢ107、前住所栃木県那須烏山市熊田600番地
破産者　横嶋　恒雄
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目２番29号
破産者　淡嶋　和徳
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第７号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目２番29号
破産者　淡嶋　勝代
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３７号
栃木県宇都宮市鶴田町587　安納貸家、住民票上の住所栃木県鹿沼市貝島町5049番地８ラ・リヴィエール
破産者　鶴見　邦夫
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７２８３号
東京都江東区永代２丁目31番13号
破産者　株式会社明和テクノサービス
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２８４号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目38―６―403
破産者　中原　慎一
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４２２号
埼玉県新座市栄３丁目７番32―303号
破産者　有限会社サカエ商事
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４２４号
東京都東久留米市浅間町２丁目26―２―103
破産者　高橋　敏也
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５２７号
東京都世田谷区砧１丁目18―26―206
破産者　田頭　千晶
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６１９号
東京都世田谷区南烏山２丁目２－１
破産者　石川　陽子（旧姓齊藤）
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部